

2021 年 2 月 4 日

東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号
日本マスタートラスト信託銀行株式会社女性活躍推進企業として「えるぼし認定」3 つ星（3 段階目）取得

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（取締役社長 成瀬 浩史）は、このたび女性活躍推進法（ 1 ）に基づき、女性の活躍を推進している企業として厚生労働大臣より「えるぼし認定」3 つ星（3 段階目）を受けましたので、お知らせ致します。

当社は、女性がライフイベントを迎えても、長く働き続けるために、働き方に配慮した制度の拡充とインフラ整備を行うとともに、課長及び管理職候補の育成を推進して参りましたが、今般、「えるぼし認定」5 つの評価項目「（1）採用、（2）継続就業、（3）労働時間、（4）管理職比率、（5）多様なキャリアコース」のすべての要件を満たし、厚生労働大臣より「えるぼし認定」3 つ星（3 段階目）を受けました。

なお、従業員が仕事と子育てを両立させ、誰もが働きやすい環境をつくることにも取り組んでおり、2018 年 11 月には、次世代育成支援対策推進法（ 2 ）に基づく、優良な「子育てサポート」企業として厚生労働大臣より「プラチナくるみん認定」を受けています。

当社は、今後も女性、子育て世代、介護世代他、誰もが永く安心して働ける環境整備に努めて参ります。



1 職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主それぞれの女性の活躍推進に関する責務等を定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が 2016 年 4 月より施行されています。

2 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、2005 年 4 月 1 日から施行されています。

「えるぼし認定について（厚生労働省サイト）」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

以 上

本件に関する問い合わせ先：

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 人事総務部

tel : 03-5403-5100、fax: 03-5403-5098